

北九州市建設工事登録業者等調査要綱

(最終改正 令和7年11月13日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市建設工事有資格業者名簿登録業者及び北九州市測量及び建設コンサルタント有資格業者名簿登録業者（以下「登録業者」という。）の実態把握のための調査（以下「調査」という。）について、必要な事項を定める。

(調査の種類)

第2条 調査の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれの調査の実施要領については、別に定める。

(1) 企業実態調査

登録業者の事業所を現地確認し、企業実態を具体的に把握するための調査

(2) 臨時調査

ア 新たに指名を行おうとする登録業者について、その実態を把握するための調査

イ 登録業者の事業所の新設、移転などに伴い、必要があると認める調査

ウ 企業実態調査で「企業実態に疑義がある」と判定された登録業者について、その後の状況を確認する調査

エ 前各号に規定するもののほか、技術監理局契約部長が必要があると認める調査

(3) 下請状況調査

建設工事を受注した登録業者について、当該工事にかかる下請負の取引状況を把握するための調査

(調査員)

第3条 調査は、技術監理局契約制度課に所属する職員（以下「調査員」という。）が行う。

(調査員の職務)

第4条 調査員は、建設業法、北九州市契約規則、北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則、北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則及びその他関係例規を熟知するとともに、あらかじめ調査の対象となる登録業者の資格審査申請書添付書類又は第2条第3号に規定する登録業者が施工する工事の外注計画書等を書面で審査し、当該登録業者又は当該工事の概要を把握することにより、効率的に調査を実施するものとする。

2 調査員は、調査にあたっては厳正な態度を保持するとともに、調査に従事する

ことにより知り得た登録業者及び工事についての情報を契約関係事務以外の目的に利用してはならない。

（調査の方法）

第5条 調査員は、調査を行う場合は、調査の対象となる登録業者の事業所の代表者、役員又は従業員の同席を求めるものとする。

2 調査員は、調査に際し、当該登録業者に調査の目的を説明し協力を求めるとともに、当該登録業者の業務に支障のないよう配慮するものとする。

3 その他調査方法の詳細及び留意事項については、別に定める。

（調査の中止）

第6条 調査員は、調査の対象となる登録業者の事業所の代表者から調査を拒まれたときは、調査を中止し、その顛末を技術監理局契約部長に報告しなければならない。また、当該事業所の代表者が日程調整に応じず、調査に協力する意志がないと認められる場合も同様とする。

（調査結果の報告、評価基準及び措置）

第7条 調査結果は、技術監理局契約部契約制度課で集約管理し、技術監理局契約部契約課と共有するものとする。

2 指名業者の選定に当たっては、当該調査結果を参考とすることとする。

3 第2条第1号及び第2号の調査について、登録業者に対する評価基準は、別に定める。

4 第2条各号の調査の結果、企業実態に疑義がある場合又は不適切な施工実態が判明した場合の登録業者に対する措置は、「北九州市建設工事等入札参加者の指名停止要綱」の規定による。

（情報の管理）

第8条 調査員は、調査の結果を契約管理システム等に入力し、管理するものとする。

2 技術監理局契約部に所属する職員は、調査によって知り得た登録業者及び工事に関する情報を契約関係事務以外の目的に利用してはならない。ただし、技術監理局契約部長が必要と認めるときは、工事発注課、工事監督課及び契約事務担当部局に情報提供することができる。

付 則

この要綱は平成5年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。